

仙南地域広域景観計画 届出のガイドライン

令和3年6月

(ver.1.0)

宮 城 県

本ガイドラインの活用にあたって

1 はじめに

宮城県では、蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川など仙南地域らしさを感じられる景観資源に着目し、その保全・形成と観光振興など地域活性化への活用を図るため、仙南地域2市7町と協働して、仙南地域広域景観計画（以下「仙南景観計画」という。）を令和2年12月に策定し、この度、令和3年7月から運用を開始しました。

仙南景観計画は景観法（平成16年法律第110号）に基づく法定計画であり、良好な景観の形成のため、景観計画区域内で一定規模以上の建築物の建築等や開発行為などを行う場合には、行為着手前に届出を行うことが必要となります。

本ガイドラインは、円滑な届出を行っていただくために、仙南景観計画で定めた「届出が必要な行為（届出対象行為）」及び届出の際の審査基準である「景観形成基準」の考え方について、理解していただき易いよう整理しています。

本ガイドラインでは、第1章として、届出対象行為や届出手続きについて解説し、第2章として、景観計画区域に指定している12地区ごとに、景観形成基準を考える上でのポイントについて解説しています。

2 「第2章 景観形成基準に関する解説」について

仙南景観計画を策定した目的のひとつに、仙南地域が一体となって景観形成に取り組む契機とすることを掲げています。

このため、各地区の景観形成の方針及び行為の制限は比較的緩やかなものとしており、本ガイドライン第2章における景観形成基準及びその解説についても、「届出対象行為を行おうとする敷地の周囲の状況に調和するか（明らかに周囲の状況から突出したものではないか）」、「周囲の景観に配慮すべき基本的な事項は何か」といった視点で広義に整理しているものであって、解説内容や掲載している写真、図などが絶対的な指標となるものではありません。

従って、届出対象行為を行おうとする際には、本ガイドラインを参考にしながらも、周囲の状況をよく確認し、自らが行おうとする行為が周囲の景観に及ぼす影響について考えていただき、どのように工夫することで良好な景観を形成することができるのか、あるいは、景観への影響を低減できるのかなど、景観に対する配慮を講じていくことが大切となります。

本ガイドラインを御活用いただき、仙南地域らしさを感じられる良好な景観の形成に御協力をお願いします。

目 次

第1章 手続きに関する解説	1
1 届出が必要な区域	1
2 届出が必要な行為（届出対象行為）	15
（1）届出が必要な行為（届出対象行為）	15
（2）届出の対象外となる行為	20
3 届出における基本的な手続きの流れ	22
4 届出に必要な書類	23
（1）提出書類	23
（2）必要部数	23
（3）添付図書一覧	23
第2章 景観形成基準に関する解説	25
1 白石市中心部地区	1-1
1. 建築物の建築等 工作物の建設等	1-2
2. 開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	1-8
2 小原温泉地区	2-1
1. 建築物の建築等 工作物の建設等	2-2
2. 開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	2-8
3 鎌先温泉地区	3-1
1. 建築物の建築等 工作物の建設等	3-2
2. 開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	3-8
4 七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区	4-1
1. 建築物の建築等 工作物の建設等	4-2
2. 開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	4-8
5 角田市中心部地区	5-1
1. 建築物の建築等 工作物の建設等	5-2
2. 開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	5-8
6 高倉川農村集落地区	6-1
1. 建築物の建築等 工作物の建設等	6-2
2. 開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	6-8
7 遠刈田温泉・農村集落地区	7-1
1. 建築物の建築等 工作物の建設等	7-2
2. 開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	9-8

8	大河原町・柴田町中心部地区	8-1
1.	建築物の建築等 工作物の建設等	8-2
2.	開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	8-8
9	村田町中心部地区	9-1
1.	建築物の建築等 工作物の建設等	9-2
2.	開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	9-8
10	川崎町中心部地区	10-1
1.	建築物の建築等 工作物の建設等	10-2
2.	開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	10-8
11	釜房湖周辺地区	11-1
1.	建築物の建築等 工作物の建設等	11-2
2.	開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	11-7
12	丸森町中心部地区	12-1
1.	建築物の建築等 工作物の建設等	12-2
2.	開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	12-8